

AseBi 株式会社 コログ株式会社  
身体拘束等の適正化のための指針

1 本指針の作成の目的（基本的考え方）

身体拘束は、利用者（児）の活動の自由を制限することであり、利用者（児）の尊厳ある生活を阻むものである。当社は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止の意識を高め、身体拘束をしない支援・介護を実践するため本指針を作成する。

2 各基準省令に規定する身体拘束禁止規定の遵守

当社は、以下の関係省令等に基づき、利用者（児）の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

3 身体拘束等の適正化に向けた体制

各事業所単位を原則とするが、組織内での合同設置は可能とする。

1) 委員会の構成メンバー

代表取締役、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員、専門的支援配置職員 等

2) 委員会の開催

原則、虐待防止委員会との同時開催とする（個別開催も可）。会議記録を供覧し、全職員に周知するとともに身体拘束の弊害等について全職員が認識し、問題意識を共有するよう、意識啓発のための活動を行う。

3) 委員会の実施内容

身体拘束等適正化に係る会議や、やむを得ず身体拘束を行う時や解除に向けたモニタリングの際に開催する個別支援会議等と連携し、次の内容を実施する。

- ① 事業所で身体拘束と考える具体例を検討する
- ② 身体拘束等について報告するための様式を整備する
- ③ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、②の様式に従い身体拘束等について報告する
- ④ ③により報告された事例を集計し、分析する
- ⑤ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討する

- ⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する
- ⑦ 適正化策を講じた後に、その効果について検証する

#### 4 身体拘束等適正化のための研修に関する基本方針

- 1) 身体的拘束等の適正化に向けて、基礎的内容の知識の普及・啓発を図ることを目的に実施する。
- 2) 研修は年1回以上全職員を対象に開催する。また必要に応じて随時開催する。

#### 5 身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針（身体拘束ゼロに向けて）身体拘束を行う必要性を生じさせないために以下のことに取り組む。

- 1) 利用者（児）が主体的に行動し、尊厳ある活動または生活を送れるよう支援する。
- 2) 言葉や応対等で、利用者（児）の精神的な自由を妨げない。
- 3) 利用者（児）の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応に努める。
- 4) 利用者（児）の安全の確保を理由として、利用者（児）等の自由（身体的・精神的）を安易に妨げない。
- 5) 「やむを得ない」と身体拘束につながる恐れのある行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者（児）に主体的な生活をしていただけるよう支援・介護を行う。

#### 6 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 身体拘束等の事例については、その全ての案件を権利擁護委員会に報告する。

#### 7 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の対応方針

利用者（児）の個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で、身体拘束を行わない支援・介護の提供をすることが原則である。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最小限の身体的拘束を行うことがある。

- 1) 切迫性：利用者（児）本人又は他の利用者（児）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・介護方法等がないこと。
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

また、及び身体拘束を行う場合には、組織による決定と個別支援計画等への記載及び本人・家族への十分な説明を行い、同意を得るとともに、必要な事項の記録及びモニタリングを徹底し、早期の体拘束解除を目指す。

## 8 身体拘束の廃止に向けたマニュアル等の整備と活用

- 1) マニュアルを定期的に見直し、最新情報を掲載する。

9 本指針の閲覧に関する基本方針指針は公表し、利用者（児）、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができる。

制定 令和5年3月1日

改訂 令和6年10月1日